

新	旧
<u>最終改正 令和 8 年 4 月 7 日 国住整第 203 号</u> 第 1 (略) 第 2 用語の定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十六 (略) 十七 標準建設費等 「令和 <u>8</u> 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和 <u>8</u> 年 <u>4</u> 月 <u>7</u> 日付け国住備第 <u>768</u> 号、国住整第 <u>201</u> 号、国住市 <u>177</u> 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。) 第 1 に定める標準建設費等をいう。 第 3 (略) 第 4 補助金の額 補助金の額の算定にあたっては、事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、事業実施当初の標準建設費等とすることができるものとする。 1. (略) 2. 改良住宅建設事業又は更新住宅建設事業 (1) (略) (2) (1)の標準建設費は、改良住宅又は更新住宅の構造、床面積、建設される地域等(北海道においては燃料庫の有無を含む。)に応じた 1 戸当たりの標準的な工事費の額に、次に掲げる工事費のうち当該事業に該当するものに要する額とする。 イ 特殊基礎工事費 ロ 特別規模増工事費 ハ エレベーター設置工事費 ニ 消防用設備設置工事費 ホ 緊急通報システム設置工事費	<u>最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 国住整第 44 号</u> 第 1 (略) 第 2 用語の定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十六 (略) 十七 標準建設費等 「令和 <u>7</u> 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日付け国住備第 <u>599</u> 号、国住整第 <u>222</u> 号、国住市 <u>101</u> 号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。) 第 1 に定める標準建設費等をいう。 第 3 (略) 第 4 補助金の額 補助金の額の算定にあたっては、事業が複数年度にわたる場合で、事業実施当初年度の翌年度以降に実施する事業についての標準建設費等については、事業実施当初の標準建設費等とすることができるものとする。 1. (略) 2. 改良住宅建設事業又は更新住宅建設事業 (1) (略) (2) (1)の標準建設費は、改良住宅又は更新住宅の構造、床面積、建設される地域等(北海道においては燃料庫の有無を含む。)に応じた 1 戸当たりの標準的な工事費の額に、次に掲げる工事費のうち当該事業に該当するものに要する額とする。 イ 特殊基礎工事費 ロ 特別規模増工事費 ハ エレベーター設置工事費 ニ 消防用設備設置工事費 ホ 緊急通報システム設置工事費

- ヘ 高齢者向け特別設備等工事費
- ト 雪害防除工事費
- チ 特殊屋外附帯工事費
- リ 耐久性向上工事費
- ヌ スライド条項等適用加算費
- ル 再生可能エネルギー設備工事費
- ヲ 交流スペースの設置工事費
- ワ 災害時在宅生活支援施設設置等工事費
- カ 離島対応工事
- コ 子育て世帯向け特別設備等工事費
- ク その他特別の事情がある場合で、国土交通大臣が特に必要と認めた場合の工事費

3. ～ 4. (略)

5. 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業
(1) ～ (5) (略)

(6) 団地関連施設整備に要する費用

- イ (1)ニの団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額（ただし、1戸当たり 4,597 千円を限度とする。）をいう。
- a 給水施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
 - b 排水処理施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
 - c 道路の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
 - d 児童遊園の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）

ロ (略)

(7) (略)

6. 改良住宅ストック総合改善事業

個別改善、全面的改善及び災害復旧事業に係る補助金の額は、次に掲げる費用の合計額に2分の1（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害に係る災害復旧事業であ

- ヘ 高齢者向け特別設備等工事費
- ト 雪害防除工事費
- チ 特殊屋外附帯工事費
- リ 耐久性向上工事費
- ヌ スライド条項等適用加算費
- ル 再生可能エネルギー設備工事費
- ヲ 交流スペースの設置工事費
- (新設)

ク その他特別の事情がある場合で、国土交通大臣が特に必要と認めた場合の工事費

3. ～ 4. (略)

5. 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業
(1) ～ (5) (略)

(6) 団地関連施設整備に要する費用

- イ (1)ニの団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額（ただし、1戸当たり 4,233 千円を限度とする。）をいう。
- a 給水施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
 - b 排水処理施設の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
 - c 道路の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）
 - d 児童遊園の整備に要する費用（用地取得造成費を含む。）

ロ (略)

(7) (略)

6. 改良住宅ストック総合改善事業

個別改善、全面的改善及び災害復旧事業に係る補助金の額は、次に掲げる費用の合計額に2分の1（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭

って、同法第3条第1項に規定する特定地方公共団体が実施する場合には、同項第4号に規定する公営住宅に関する事業に対する補助率）を乗じて得た額以内とする。ただし、(1)、(2)に基づいて算出される補助金の対象となる団地単位の事業費の合計が原則として1,000千円を超える事業（複数の団地で住宅用防災機器若しくは地上波デジタル放送対応設備の設置又はLED照明器具への改修に係る事業にあっては、それぞれ当該事業に要する経費を合計した額が1,000千円を超える事業）に限るものとする。

(1) 個別改善の工事費（附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。）

イ 工事費

団地別及び構造別ごとに算定するものとし、標準建設費等共同通知別表第1に掲げる1戸当たりの工事費に改善の対象となる改良住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、改良住宅等改善事業制度要綱第5第2項に掲げる施設の整備を伴う個別改善については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を標準建設費等共同通知別表第2（9）に掲げる1戸当たりの加算額に改善の対象となる改良住宅等の戸数を乗じて得た額（同号イに定める集会室にあっては標準建設費等共同通知別表第5（8）に掲げる1件当たりの限度額）、標準建設費等共同通知別表第2（3）に掲げる1件当たりの限度額を加算した額とする。

ロ（略）

(2)～(3) （略）

7.～12. （略）

第5～第19（略）

第20 運営

補助金の交付等に関しては、次に定めるところにより行わなければならない。

(1)～(4)（略）

(5) 令和8年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和8年4月7日付け国住備第768号、国住整第201号、国住市第177号）

和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害に係る災害復旧事業であって、同法第3条第1項に規定する特定地方公共団体が実施する場合には、同項第4号に規定する公営住宅に関する事業に対する補助率）を乗じて得た額以内とする。ただし、(1)、(2)に基づいて算出される補助金の対象となる団地単位の事業費の合計が原則として1,000千円を超える事業（複数の団地で住宅用防災機器又は地上波デジタル放送対応設備の設置に係る事業にあっては、それぞれ当該事業に要する経費を合計した額が1,000千円を超える事業）に限るものとする。

(1) 個別改善の工事費（附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。）

イ 工事費

団地別及び構造別ごとに算定するものとし、標準建設費等共同通知別表第1に掲げる1戸当たりの工事費に改善の対象となる改良住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、改良住宅等改善事業制度要綱第5第2項に掲げる施設の整備を伴う個別改善については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を標準建設費等共同通知別表第2（8）に掲げる1戸当たりの加算額に改善の対象となる改良住宅等の戸数を乗じて得た額（同号イに定める集会室にあっては標準建設費等共同通知別表第5（8）に掲げる1件当たりの限度額）、標準建設費等共同通知別表第2（3）に掲げる1件当たりの限度額を加算した額とする。

ロ（略）

(2)～(3) （略）

7.～12. （略）

第5～第19（略）

第20 運営

補助金の交付等に関しては、次に定めるところにより行わなければならない。

(1)～(4)（略）

(5) 令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号、国住市第101号）

(6) ～ (12) (略) 別表第1 (略) (附 則) (中略) 附 則〔令和7年3月31日 国住整第220号〕 1. 改正後のこの要領は、令和7年4月1日から施行する。 附 則〔令和7年12月23日国住整第167号〕 1. 改正後のこの要綱は、令和7年12月23日から施行する。 2. この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。 <u>附 則〔令和8年4月7日国住整第203号〕</u> <u>改正後のこの要綱は、令和8年4月7日から施行する。</u>	(6) ～ (12) (略) 別表第1 (略) (附 則) (中略) 附 則〔令和7年3月31日 国住整第220号〕 1. 改正後のこの要領は、令和7年4月1日から施行する。 附 則〔令和7年12月23日国住整第167号〕 1. 改正後のこの要綱は、令和7年12月23日から施行する。 2. この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。 <u>(新設)</u>
---	---